

資金繰りの円滑化および  
経営の安定をお手伝いします。

金融機関協調保証

# 「パートナー」

【取扱期間】平成28年7月1日金～平成30年3月30日金

〈保証料率〉

通常の責任共有保証料率から一律

# 10%割引

〈保証限度額〉

# 2億円以内

※新規融資額100万円以上 ※既保証（一般関係）の債務残高を含め2億8千万円以内

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

事業の安定と発展を  
バックアップします。

申込  
受付中!

## 金融機関協調保証「パートナー」制度概要

保証の対象 (資格要件)	<p>県内に住居または事業所を有する中小企業者(組合を除く)であって、次の(1)および(2)の要件に該当する方。</p> <p>※士業法人(弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等)も対象。</p> <p>(1)同一事業の業歴が2年以上で、2期以上の決算を行っていること。 ※個人の場合は、確定申告が青色申告で貸借対照表を作成していること。</p> <p>(2)申込金融機関との与信取引または預金取引が1年以上あること。 ※法人の場合は、代表者との取引でも可。</p>																															
対象資金	<p>運転資金および設備資金</p> <p>※既保証(保証料補助のある地公体制度を除く)の借換資金も対象。</p>																															
保証条件	保証限度額	<p>新規融資額100万円以上を含め 2億円以内</p> <p>※既保証(一般関係)の債務残高を含め2億8千万円以内</p>																														
	保証期間	1年以上 10年以内(うち据置 1年以内)																														
	返済方法	均等分割返済																														
	貸付形式	証書貸付																														
	担保	必要に応じて徴求します。																														
	保証人	法人代表者の連帯保証が必要(特別な事情がある場合を除き、それ以外は不要)																														
	貸付利率	金融機関所定利率																														
保証料率	基準料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>パートナー</td> <td>1.710%</td> <td>1.575%</td> <td>1.395%</td> <td>1.215%</td> <td>1.035%</td> <td>0.900%</td> <td>0.720%</td> <td>0.540%</td> <td>0.405%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通常の責任共有保証料率から一律10%割引</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	パートナー	1.710%	1.575%	1.395%	1.215%	1.035%	0.900%	0.720%	0.540%	0.405%
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
責任共有料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																							
パートナー	1.710%	1.575%	1.395%	1.215%	1.035%	0.900%	0.720%	0.540%	0.405%																							
適用料率	<p>①担保の提供がある場合は、担保割引(△0.1%)を適用します。</p> <p>②次のいずれかに該当する場合は、会計割引(△0.1%)を適用します。</p> <p>◎申込人が会社(株式、特例有限、合名、合資、合同及び士業法人)であって、「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について準拠されていることが確認できた場合。</p> <p>◎会計参与を設置していることを登記により確認できた場合。</p>																															
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																															
取扱金融機関	約定書締結金融機関																															
申込添付書類	通常の申込書類に加えて、金融機関協調保証「パートナー」依頼書が必要。																															
その他条件	<p>①プロパー協調融資の同時実行…所要資金の40%以上の金額</p> <p>本保証付き融資の実行と同時に、所要資金(プロパー、保証付の返済額を除く)の40%以上の金額(プロパー返済額を除く)で融資期間、返済条件が同等のプロパー協調融資を実行する。</p>																															
取扱期間	平成28年 7月1日(金)～平成30年 3月30日(金) 保証申込受付																															

平成28年7月1日現在

本制度の詳しい内容については、信用保証協会またはお取引金融機関にお気軽にお問い合わせください

 NAGASAKI GUARANTEE  
**長崎県信用保証協会**

(長崎県信用保証協会ホームページ) <http://www.cgc-nagasaki.or.jp/>

**本所** 〒850-8547 長崎市桜町4番1号 ☎095-822-9171(代)  
**佐世保支所** 〒857-0053 佐世保市常盤町2番17号 ☎0956-23-3295

取扱金融機関